

# 13 消費者問題



2022.5.31

つながる本部・消費者部会合同会議にて、「成年年齢引き下げ」から考える今後の課題について弁護士や消費者団体、教育関係者と意見交換

### 消費者契約法改正案に消費者目線の対案提出

208回通常国会に政府から提出された「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」について、政府の検討会報告書に関するヒアリングを行うとともに、消費者団体や弁護士団体などの消費者目線の声を重視し、政策議論を行った。

政府案については、立憲民主党の調査により、検討会報告書と比べ改正事項が大幅に抜け落ちていたことが判明したほか、附帯決議の内容が期限を迎えても対応されていないなど、消費者の権利を軽視していると言わざるを得なかった。さらには、衆議院の消費者問題に関する特別委員会では、「消費者契約法は、制定時に、小さく産んで大きく育てるんだと言いながら、結局小さいまま」と、参考人から怒りの発言があった。

こうしたことから、立憲民主党は消費者の権利の実現のため、対案として「消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案」（消費者の権利実現法案）を提出した上で、政府案の問題点を厳しく追及した。水面下で政府案の修正も模索したものの与党は応じなかったが、消費者政策を一步でも前進させるべきと判断し、政府案には賛成した。政府案は成立し、消費者の権利実現法案は審査未了となった。（詳細p.41）

### 契約書面等の電子化の廃止に向けた取り組み

2021年に成立した「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する

法律等の一部を改正する法律案」は、改正内容としてそれまで消費者庁検討会等で全く俎上に上がっていなかった契約書面等の電子化が規定されたため、国会審議を通して修正された上で可決・成立し、施行時期が1年間後ろ倒しされた。政府はその期間を使って消費者団体や業界団体等が参加する検討会を開催し、電子化に係る消費者からの承諾の取り方等について議論がなされているものの、合意形成は難航している。立憲民主党は、今後も引き続き検討会の議論を注視し、契約書面等の電子化の廃止に向けて働きかけていく。

### 食品ロスの課題を精査

食品ロスは、国内では、年間約522万トン、1人当たり約41キロ発生している（2020年度推計値）。米や肉などの食料の生産には多くの資源・エネルギーが必要なため、近年排出された温室効果ガスのうち、約10%は食品ロスによるものと推定され、これは自動車から排出される量に匹敵する。

こうしたことから、立憲民主党は消費者部会、環境・原子力部会、農林水産部会合同で会議を開催し、現状と課題について政府、専門家やフードバンクを運営する市民団体からヒアリングを行った。その中で、食品ロスの発生による環境への影響は当然問題であるが、一方で生活困窮家庭への支援に未利用食品を生かし切れていない現状があることや、東京オリンピックの際に問題となった弁当廃棄のように、廃棄をする方がコストがかからない社会の仕組みに課題があることが分かった。

立憲民主党は、環境対策と生活困窮者対策を両立する食品ロス対策について、引き続き検討・提言を行っていく。